

春の全国火災予防運動

～急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし～

3月1日から3月7日まで、春の全国火災予防運動が始まります。これからの時季は、空気が乾燥し火災が発生しやすく、火の取扱いには特に注意が必要です。

火災はちょっとした不注意や強風で燃え広がり、大規模な火災となる可能性が高くなります。大切な命と財産を守るため、火災を未然に防ぎましょう。



火の用心の7つのポイント！

①

家の周りに燃えやすいものを置かない。

②

寝たばこや、たばこの投げ捨てをしない。

③

天ぷらを揚げる時は、その場を離れない。

④

風の強いときには、たき火はしない。

⑤

子どもには、マッチやライターで遊ばせない。

⑥

電気器具は正しく使い、たこ足配線はしない。

⑦

ストーブには燃えやすいものを近づけない。

●令和7年(1月1日～12月31日)の火災発生状況(速報値)

区分	総数	建物火災	林野火災	車両火災	その他の火災	死者
松本広域 消防局管内	148件	64件	8件	9件	67件	7人
神林出張 所管内	9件	1件	0件	0件	8件	0人

- ・ 月別の発生件数は2月 20件、3月 22件で終冬と春先に火災が多く発生しています。
- ・ 令和7年の主な出火原因:1位 たき火21件、2位 火入れ、3位 ストープの順になっています。
- ・ 近年、「火入れ」と「たき火」が火災原因の上位を占めています。風の強いときは、火入れやたき火を行わないでください。

●令和7年の芳川消防署神林出張所管内火災発生状況の詳細

区分	総数	建物火災	林野火災	車両火災	その他の火災	死者
神林所管内	9件	1件	0件	0件	8件	0人
神林地区	2件	0件	0件	0件	2件	0人
笹賀地区	6件	0件	0件	0件	6件	0人
今井地区	1件	1件	0件	0件	0件	0人

- ・ 令和7年は松本広域消防局管内の火災の約6%が神林出張所管内で発生しています。

「林野火災注意報」等の発令運用が始まりました。

令和8年1月1日に松本広域連合火災予防条例が改正され、一定の気象状況の場合、「林野火災注意報」や「火災警報」が発令されることになりました。林野火災注意報や火災警報が発令された際には、屋外での火の使用が制限されます。松本広域消防局管内でも野焼きやたき火等が原因の火災が多く発生しています。なかには、隣接する建物や駐車していた車両まで、延焼拡大してしまう火災にまで発展する場合があります。火災による被害を減らすため、みなさまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

※ お問い合わせ先:芳川消防署神林出張所 電話 86-0119